

記載上の注意

- | | |
|-----------------|--|
| ①日付 | ・厚生労働省地方厚生局へ提出する年月日を記入すること。郵送等により提出する場合には、送付日を記載すること。 |
| ②輸入者氏名・住所 | ・法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに本社所在地を記入し、代表者印を押印すること。住所は都道府県名から記入すること。 |
| ③営業所等の名称・所在地 | ・医薬品等又は毒劇物が送付されてきた所の名称及び所在地を記入すること。 |
| ④担当者名、電話及びEメール | ・輸入報告書作成責任者の氏名及び電話番号を記入すること。Eメールアドレスについて、臨床試験(医師)用、個人用及び医療従事者個人用の場合は必ず記入すること(Eメールアドレスを有していない場合を除く)。それ以外の場合は、できる限り記入すること。 |
| ⑤品名及び数量 | ・仕入書(invoice)に記載されている名称及び数量を記入し、書ききれない場合はこれらの欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 |
| ⑥業許可等の有無 | ・医薬品等製造販売(製造)業許可、登録又は毒劇物輸入業登録を受けた者は、□内にチェックすること。 |
| ⑦輸入の目的 | ・該当する目的(①～⑨のいずれか1つ)に○印を付し、「⑨その他」の場合には具体的に記載すること。「再輸入品・返送品用」の場合は、備考欄に再輸入又は返送に至った理由及び今後の措置について記載すること。 |
| ⑧誓約事項 | ・チェック項目を確認の上、□内にチェックすること。
※ 厚生労働省ホームページの「個人輸入において注意すべき医薬品等について」には、海外製医薬品の副作用や偽造医薬品などの情報が掲載されている。 |
| ⑨製造業者名及び国名 | ・当該品を製造した製造業者名及びその国名を記入すること。
(例：厚生薬品株式会社(日本)) |
| ⑩輸入年月日 | ・日本に陸揚げされ、蔵置された年月日を記入すること(ただし、手荷物の場合は到着年月日、郵便物の場合は税関から届いた「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」(以下「到着通知はがき」という。)の通知年月日、未到着の場合は到着予定日を記入すること)。 |
| ⑪AWB、B/L等の番号 | ・AWB又はB/Lの番号、到着通知はがきの通知番号、便名等を記入すること。 |
| ⑫到着空港、到着港又は蔵置場所 | ・当該品が到着した空港若しくは港又は保税蔵置されている場所の名称を記入すること。
(例：成田国際空港、関西国際空港、東京税關東京外郵出張所など) |
| ⑬その他の | 1. この報告書は必ず、正副2通作成すること。
2. 捨印は不要。
3. 誤って記入した場合は=線を引き、その上段に正しく記入すること。
修正液での修正は不可。
訂正印は不要。(薬事監視専門官に訂正印を受けること。)
4. 別紙等を添付する場合、その大きさは日本工業規格A4とすること。 |